

第 64 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1 . 日時

平成 27 年 3 月 9 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時 5 分まで

2 . 場所

コンフォートホテル長崎 2 階 A 会議室

3 . 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員 (5 0 音順)

4 . 事務局出席者

県民センター 園田センター長、渡辺課長補佐、小島係長、高石主任主事

5 . 実施機関出席者

税務課 濱上課長補佐、永石主任主事

情報政策課 勝尾課長補佐、松井係長

6 . 議題

(1) 諮問 (制) 第 21 号事案の審議

「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書」の第三者点検

(2) 諮問 (不) 第 13 号事案の審議

「精神障害者等の保護に関する通知書等」及び「法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する意見書 (病院管理者用) 等」の部分開示決定に対する異議申立て

7 . 会議結果

(1) 事前確認項目について審議終了し、「意見なし」との結論になった。重点点検項目の審議が途中で終了したため、引き続き次回審査会で審議したうえで、答申案を検討することとなった。

(2) 事務局より概要説明を行った。次回、論点の審議を行うこととなった。

8. 議題1 議事内容【諮問(制)第21号】

(堀江会長)

ただ今から第64回長崎県個人情報保護審査会を開催します。

本日の議題は2件です。議題1は「特定個人情報保護評価書の第三者点検」、それから議題2は「諮問(不)第13号」の審議です。

はじめに、議題1「特定個人情報保護評価書の第三者点検」の審議を3時30分ごろまで行い、残りの時間で議題2の審議を行います。

なお、議題1の審議は公開で行いますが、議題2の審議については非公開です。

それでは事務局のほうから議題1の審議内容について、簡単に説明をしてください。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明・提案について、ご質問等はありませんか。

要するに適合性と妥当性、適合性が から まであって妥当性が から までである。この通し番号で から までを事前確認項目として、ないし を重点点検項目とする。事前確認項目は事務局で事前にやっているのので、そちらを先に済ませて、重点確認項目点検に移る。そういう段取りでやりたいということですね。よろしいですね。

(堀江会長)

それではそのように決定します。

まず、事前確認項目を一括して審議します。

実施機関である、税務課、情報政策課にご出席をいただいておりますので、まずは、実施機関から、特定個人情報保護評価書における、「基本情報」、「特定個人情報ファイルの概要」、それから と を飛ばして、「開示請求・問合せ」、「評価実施手続き」について、説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

実施機関から説明があった内容を含めた事前確認項目については、事務局が評価書の内容の確認を行っているところです。事務局からその確認結果について報告をお願いします。

【事務局説明】

(堀江会長)

それでは、説明があった事項について一括して審議します。実施機関の説明と事務局の事前確認結果について、何か質問その他ありませんか。

(長尾委員)

お尋ねします。評価書の 7 頁のシステムについて教えてください。申告があったものについての 番の住基ネット端末との調査は全件調査をされるのでしょうか。

(税務課)

申告書が出てきた場合、記載内容に不明な点があった場合、その部分について調査を行います。課税について誤りがあったとか、全件ではございません。

(堀江会長)

他にございませんか。

問題があるかないかと言われても、皆さんが実質的に問題点を持って審査するということじゃなく、事務局が問題を認められなかったという調査結果を承認するかどうかなのですが、よろしいですか。

(堀江会長)

事務局に質問ですが、重点点検項目部分を審査会の委員で重点的にチェックする。そして、事前確認項目については事務局が確認したことを承認するかどうか。中身は突っ込む時間はいただいていない。都道府県、全国的に同じなわけですよ。その上で、今回と次回で重点点検項目を終了させる。だから、ここではあまり時間は取れないという

ことですか。

(事務局)

第三者点検は大体2月から3月くらいに全国一斉で「用意ドン」ということで、他県のやり方を参考にすることができない状況です。

このやり方というのが本県オリジナルと申しますか、事務局の方ご提案させていただいた形です。

国に関しましては、事前確認項目、重点点検項目という分け方をしていません。事務局の段階で全ての項目に関して妥当と認められるかという書面を作りまして、それを国の委員会でもんでいるという状況でございます。

(堀江会長)

各委員にとっては不安定な、足が地に着かないようなことでしょうけど、事務局が点検して問題は認められないということで、その点で了承とのことによろしいですね。

それでは了承ということで決定して、次に進めさせていただきます。

(堀江会長)

リスク一つ一つにおいて掘り下げた審議をするのが理想ですが、リスク項目が非常に多くありますので、本日配付しております「資料2 特定個人情報保護評価書 第三者点検資料」12ページ目以降の上に書いてある大きな項目ごとに審議をし、審議の迅速化、重点化を図りたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(堀江会長)

それではそのように進めます。

まず初めに、事務局から簡単に重点点検項目の点検方法を説明してください。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは、項目2「特定個人情報の入手」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご質問等がありますか。

(小林委員)

リスク1のリスクに対する措置 に「必要な事項を規定した様式を示す」と書かれています。例えば、インターネットで検索するとき、自由にキーワードを入れて検索できたりしますが、このシステムはそういったことができない、要するに、決められた様式に定められた情報以外は検索できない、そういった理解でよろしいでしょうか。

(税務課)

システム内の情報の検索ということでよろしいでしょうか。

(小林委員)

そうです。

(税務課)

できません。

(小林委員)

わかりました。ありがとうございました。

(税務課)

ここに書いている書面は、納税者から出していただく書面を想定していますので、ネットで様式を入手することは可能です。これが規定された様式になります。

(小林委員)

リスク4の漏えいのリスクなのですが、先ほど説明がありました外部委託業者がシス

テムを運用する場合があると思うのですが、委託業者に関する漏えいというものは、別のところに記載されているのですか。

(税務課)

大項目 4 に「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」という項目がありますので、この中で委託業者については説明します。

(小林委員)

わかりました。ありがとうございました。

(長尾委員)

県税で扱われるものは、全て申告は紙ベース、電子媒体が使われることはないのですか。

(税務課)

個人の分に関しては、紙ベースになります。ただ、先ほどから何度か出ている個人事業税というものがあまして、これは、所得税の確定申告の情報を利用しています。所得税の確定申告を行うと事業税の申告とみなすという規定が税法にあります。その分については実際県税のほうに申告はきませんので、確定申告書のデータがそのまま県税に流れてくるという形になります。

(長尾委員)

ありがとうございました。

(堀江会長)

それは、国税連携システムという形で。

(税務課)

そうです。国税連携システムから長崎県に在住の方の所得税の情報が流れてきます。

(堀江会長)

項目5に提供・移転というものがあります。そっちの関係ではないのですか。これは、県税から移転する場合を指しているのですか。

(税務課)

そうです。持っている情報をお渡しするとか、関係部局に渡すとか、そういう観点になります。

(堀江会長)

国税からの入手も含めて項目2に書いてあるのですね。

(税務課)

国税からの入手は項目2で整理しています。

(堀江会長)

資料2の4ページで県税の種類について説明を受けました。個人事業税とか、県たばこ税とか色々。それに関する情報を入手して、それ以外のものが個人情報として書いてあっても、それはシャットアウトするということでもいいのですね。

(税務課)

基本的に法令に基づいた様式に則って提出されますので、例えば、たばこ税の納付申告書については、必要な情報である、氏名、住所、取扱数量、税額といった、書く項目が決まっていますので、それ以外の情報が入ってくることはあまり想定されず、納税者が書かない前提になっています。備考欄などで県から書くようにしたとしても、恐らく、納税者が拒否すると思います。基本的に申告書というのは必要な項目だけを書くようになっており、不要な情報が入ってくることはないと思います。

(長尾委員)

県庁内の他機関からの情報の入手で、福祉からの減免の情報とか、そういう場合の情報というのは、そういう方が減免の程度に該当しているかどうかという情報のみを入手するということですか。

(税務課)

そういうことです。

福祉関係部門についても個人情報を扱う部門ですので、厳格な取扱いをしていますので、必要以外の情報はもらえません。現実には、個人番号で行政間の連絡を密にする前提でこの図を描いているのですが、現実には身障者の情報は、手帳を身障者本人に見せってもらう方法で確認をしています。今のところ、福祉に直に投げるということはありません。

(堀江会長)

事務局に質問ですが、これから項目 2 ~ 3 に移っていくわけですが、この項目ごとに結論を出していくのですね。

(事務局)

そうです。

(堀江会長)

それはリスクがあるかないか、「ない」ということなのか。それとも、リスクの説明を実施機関から受けてそれを了承しましたということでのいいのか。

(事務局)

「第三者点検」という言葉についてですが、実は、特定個人情報保護評価というのは、国が定める「特定個人情報保護評価に関する規則」に則って実施しています。その規則においては、実施機関はパブリックコメントが終了したら、評価書に関して外部の有識者の「意見を聴かなければならない」と規定されています。

「第三者点検」という言葉はあくまで国が使っている言葉でして、資料 1 にも書いていますが、外部の有識者からご意見を頂戴することが第一です。ですので、承認行為、評価書の効力発生要件とか、そういうものではありません。

事務局としましては、審査会の先生にそれぞれの専門的な知見に基づいてご意見を頂戴できればと思っています。ですので、審査会としては、例えば「ここは書き方がおかしいのではないか」とか、「もう少し書くべきではないのか」とか、そういった意見になるのかなと思います。これは OK です。というものではないと思っています。

(堀江会長)

そうすると、この項目2について今から総括しましょうというときに、「ここは危ないのではないか」とか、「ここは納得できない」とか、「ここはこれでいい」とか、意見として出たものをそこに留めていく。そして次に進んでいく。そういうことでいいのですね。

(事務局)

議論の中で出たご意見というものを、ご意見ということで実施機関に出す。そういった形になると思います。

(堀江会長)

そろそろ項目2を締めたいと思います。何かご意見はありますか。よろしいですか。それでは、項目3「特定個人情報の使用」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご質問等がありますか。

(小林委員)

リスク2ですが、静脈認証とパスワード、これは比較するとセキュリティー強度が相当違うと思いますが、パスワードを利用できる場合というのは、何か具体的な場合をマニュアル化などしていますか。

(税務課)

基本的には、静脈認証だけです。平成25年の8月から今のシステムを使っていますが、静脈認証が使えなかった日が一日だけありました。その前にパスワードの認証に切り替えるという作業を本庁税務課で作業をしました。静脈認証を登録していない職員、

例えば産休代替の長期の臨時職員とか、そういう方はパスワードを付与しています。これも課題ではありますが、パスワードの管理、他にももらさないようにとか、職員教育をきちんとやっています。

(小林委員)

静脈認証とパスワードが両方使えるということになると、混乱するケースがでることもあると思いますので、パスワードを使える場合を、システム障害の場合でどうしても使えない場合とか。

少し気になったのが、産休代替の長期の臨時職員は静脈認証を使えないということですか。パスワードだけになるのでしょうか。

(税務課)

パスワードだけです。

(小林委員)

それがいいのかなと思いますし、少し心配な点かなと思います。他の職員と同じ条件でない気がしたので。例えばそのパスワードしか使えない方は、もう少し業務を絞るとか、何か万が一のことを考えたときに大きなことにならないためにやっていることがあれば教えてください。

(税務課)

個別に権限を設定できますので、必要な分だけの設定になります。この業務をやりますという部分だけになります。

(小林委員)

わかりました。

(中村委員)

リスク2の関連で、操作ログを残すことで抑止力になるのではとの説明でしたが、このログは定期的にどなたかがチェックするのでしょうか。それとも、何かあるまで誰もチェックしないのでしょうか。

(税務課)

この運用について現実に動いていないものですから、はっきり「このように決めています」ということは言いにくいのですが、このシステムを操作する職員は 200 名ほどいます。

基本的に個人番号についてはすぐに表示しない、面倒な手続をして初めて表示するようにシステムを構築しようと考えています。

宛名管理システムで個人情報を管理するのですが、基本的に県税の賦課徴収については納税者番号がありますので、個人番号をなるべく見せないような、必要のあるときだけ、ボタンを 3 つほど余計に押さないと表示されないようなシステムを構築するようにしています。

操作ログについても、ボリューム感というものがでてくるのかなと思っています。定期的に確認をすることはもちろん大事なことは思いますが、誰がこの人に触ったということしか分からない操作ログになります。それが本当に業務上必要だったかどうかを 1 件ずつ確認していく作業は現実的に難しいと思っています。結果として不正が起こったときに後追いができるという形になるかもしれません。

定期的に確認することは、やるに越したことはないと思っていますが、実態としてはそういう形になるのではないかと思います。

(阿部委員)

システムに携わる職員が 200 名と説明がありましたが、200 名というのはかなり人数ですので、ここはかなり制限される形のほうがよいのではないのでしょうか。

それからもう一点、バックアップなのですが、バックアップデータも個人情報の塊です。資料に書いてあるもの、現在進行形の情報はかなり制限されているようですが、バックアップデータについて評価書を見る限りではそれほど制限がなされていない印象を受けますがいかがでしょうか。

(税務課)

バックアップをする場所なのですが、運用業務を委託している SE 室が県税総合システムをおいているサーバー室の隣にあるのですが、そこに置いてある機器があります。そのサーバーには、持ち出せないように鍵がかかっていまして、そのサーバーにだけバ

ックアップデータが保管されます。持ち出し可能な複製ができるバックアップの形態ではありません。

基本的にはサーバーとサーバー間でバックアップを行います。しかも、そこに触れるのは約 10 人です。かなり制限をかけています。

(堀江会長)

他に何かありませんか。

議題 1 の進行は 3 時半くらいまでで、次の議題 2 に進むことを考えています。ここまでにしたいと思いますが、項目 3 については、この程度でよろしいですか。

それでは次の議題に進みますので、実施機関は退席してください。

お疲れ様でした。

議題 2 の議事内容は非公表